

生駒市消防本部訓令甲第2号

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

生駒市消防長 秋吉 基秀

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令

生駒市消防事務決裁規程（平成7年4月生駒市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「）に係るもの」の次に「（1件20万円以上のものに限る。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。